

## 「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」に対する意見

平成21年10月5日

日本公認会計士協会

このたび公表されました標記論点の整理（以下「本論点整理」という。）に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

### 1. 論点整理全体に対するコメント

（コメント）

実務への適用を円滑に行うため、公正価値測定及びその開示を基準化するに当たっては、我が国の取引状況に照らした詳細かつ具体的なガイダンス及び理解に資するための一定の設例が必要と考える。特に、実務上適用が多くみられる割引現在価値法のガイダンスを設けることが望まれる。

また、基準間の齟齬を原因とした実務上の混乱を生じさせないよう、本論点整理では対象とされていないものについても併せて関連する基準の改訂を行う必要がある。

（理由）

本論点整理では「我が国の会計基準と国際的な会計基準における考え方に大きな差異はない」という記述が広範に行われている。しかし、両者には大きなものではないにしても差異があり、「大きな差異がない」という点だけに着目されることは適切でない。コンバージェンスの推進を図るため、また将来的なアドプションの方向を円滑に進めるためには、現行の実務に変更が求められる点を中心に、我が国の取引状況に照らした詳細かつ具体的なガイダンスが必要と考える。

### 2. 【論点1】公正価値の概念

#### (1) 【論点1-1】公正価値の定義

##### ① <論点1-1-1>市場参加者の視点

（コメント）

本論点整理の今後の方向性に同意する。

##### ② <論点1-1-2>秩序ある取引

（コメント）

本論点整理の今後の方向性に同意する。

我が国においても、秩序ある取引であるか否かを判断するためのガイダンスを示す必要があるが、第80項に記載されるような秩序ある取引ではないことを示す状況の例示など、我が国の取引状況に照らした具体的なものを示さないと実務への適用に支障をきたすと考えられる。

特に第80項(4)の「他の直近の取引と比較して、取引価格が異常値となっていること」に関するガイダンスは(例示の適否も含めて)検討されることが望ましい(論点2-2-1にも関連)。

これに伴い、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」については見直しが必要になると考えられる。

### ③ <論点 1-1-3>参照市場の前提

(コメント)

本論点整理の今後の方向性に同意する。

なお、資産を売却する取引又は負債を移転する取引は、当該資産又は負債の主要な市場で行われると仮定することが適切であると考えられる。

(理由)

当該資産又は負債の主要な市場以外に、企業がアクセスできる最も有利な市場がある場合、それが主要な市場になっていないのは他の市場参加者等にとって最も有利な市場に対するアクセスに制約があるなどの原因があるものと考えられる。そのような制約を考慮せず、単に最も有利な市場における価格で評価することは、適切な出口価格で評価することにつながらないものと考えられる。

### ④ <論点 1-1-4>出口価格の概念

(コメント)

本論点整理の今後の方向性に同意する。

なお、公正価値の算定に際してのガイダンスを検討するにあたって、国際的な会計基準で整理される、測定に入口価格を用いる場合の留意事項との整合性を念頭において検討する必要がある。

(理由)

公正価値を出口価格として整理する場合、今後、測定に入口価格を用いることが国際的な会計基準で整理されることが見込まれる。入口価格の算定に当たって留意されるべき事項の中には、出口価格の算定に当たって留意すべき事項と整合性が求められるものがあると考えられる。

また、セカンダリーマーケットがほとんど存在しない、例えば貸付金の場合に、「出口価格」をどのように捉えるべきかについては、例示などの方法により、算定に当たっての考え方を明確化する必要がある。

### ⑤ <論点 1-1-5>ビッド・アスク・スプレッド

(コメント)

本論点整理の今後の方向性に同意する。

ビッドとアスクの間の「公正価値を最も表している価格」を用いるとした場合、実務への適用に当たって、「公正価値を最も表している価格」を把握するためのガ

イダンスを詳細に示す必要があると考える。

なお、公正価値を出口価格として定義するのであれば、仲値を公正価値として使用することは本来合理的でないものと考えられ、この点を明確にすることが必要と考える。

(理由)

何をもって「公正価値を最も表している価格」であるかが明らかにされないと、出口価格である公正価値として不適切な価格が、公正価値として取扱われる可能性がある（特に、実勢を踏まえたビッド価格に対し、通常では取引の成立が見込まれないようなオファー価格が提示された場合には、仲値が高く算定されるという事態にもなり得る。）。このような状況を踏まえると、「公正価値を最も表している価格」が何であるかのガイダンスは重要であり、仲値を公正価値として使用することは本来合理的でないことを明確にすることが必要と考える。

## (2) [論点 1-2] 当初認識時における公正価値

(コメント)

本論点整理の今後の方向性に同意する。

なお、初日の損益の認識を行うべきか否かについては、公正価値の整理と併せて整理すべきである。

(理由)

公正価値の定義と、初日の損益の認識は密接に関連しているため、併せて議論されるべきであると考え。初日の損益を認識する場合と繰り延べる場合の、いずれの場合であっても公正価値の定義に合致した整理が必要であるため、同時に議論されることが必要と考える。

## (3) [論点 1-3] 資産又は負債に固有の属性

### ① <論点 1-3-1> 資産の売却や使用に関する制限や取引費用等の取扱い

(コメント)

本論点整理の今後の方向性に同意する。

### ② <論点 1-3-2> 負債の公正価値測定における不履行リスクの取扱い

(コメント)

本論点整理の今後の方向性に同意する。

公正価値での測定が前提である限り、自社の不履行リスクを含めるべきであると考え。

(理由)

負債の公正価値は不履行リスクを反映するという提案は、限定された範囲では有用な情報提供に寄与することもあるが、非金融負債など、その不履行リスクの影響を直接的に測定できない場合や、不履行リスクを反映しても目的適格的ではない負

債については、反映すべきではない。

#### (4) [論点 1-4]取引量に応じた割引・割増要素の取扱い

(コメント)

本論点整理の今後の方向性に同意する。

なお、支配プレミアムの観点から企業結合における取引価格をどのように捉えるかの議論がされているが、被支配企業を取得する取引時点の評価と考えることが適切と思われるため、無理に出口価格として正当化するよりも、入口価格として捉えることが適切と考える。

#### (5) [論点 1-5]最有効使用の仮定に基づいた公正価値測定

(コメント)

本論点整理の今後の方向性に同意する。

なお、IASBのEDで提案されている当該資産グループの公正価値を2つのコンポーネント、すなわち、(a)現在の使用を前提とした資産の価値、(b)最有効使用を前提とした資産の公正価値と(a)との差額である「増分価値」、に分けるという提案は適切でないと考えている。

(理由)

例えば、最有効使用を前提とし、土地のみの公正価値評価を一旦、工場土地建物全体の公正価値とした上で、工場建物は使用し続けるという理由で現在の使用を前提にした価値で評価して以後の減価償却の基礎とし、土地は差額が評価額となるという考え方は一貫性に欠ける。

### 3. 【論点 2】公正価値の測定方法

#### (1) [論点 2-1]公正価値のヒエラルキー

(コメント)

本論点整理の今後の方向性に同意する。我が国においても公正価値のヒエラルキーを導入する方向で検討すべきである。

また、公正価値のヒエラルキーのレベル分けに関するガイダンスは必要であると考えられる。ただし、例えば、第76項の表は例示であって、基準化する場合は、なお慎重な検討が必要であると考えている。

(理由)

第76項の表では、日本証券業協会が公表する価格が直ちにレベル1であるかのような例示がなされているが、当該市場が活発でない場合にはレベル2となる可能性もあるため、個別商品について取引の状況を踏まえた判定が必要な旨を明記すべきであると考えている。

**(2) [論点 2-2]市場が活発ではなくなった場合における公正価値測定****① <論点 2-2-1>市場が活発ではなくなった場合における公正価値測定**

(コメント)

本論点整理の今後の方向性に同意する。

なお、「市場が活発ではなくなった場合」の判断基準、「秩序ある取引」の判断基準、公正価値を算定する場合の具体的考慮事項といったガイダンスを詳細に示す必要があると考える。

(理由)

もともと流通する商品の絶対量が少ないなど、取引水準が当初から低い金融商品についての評価ガイダンスを含め、IASBのEDと同様、設例を策定し、理解を深めることが有効と考えられる。

国際財務報告基準及び米国会計基準では市場が活発ではなくなった場合には、次のステップとして秩序ある取引の判定があり、秩序ある取引の範疇に入る限り、公正価値測定やリスク・プレミアムの見積もりに関して測定日の取引価格をほとんど考慮しないということは認められていないと考えられるが、我が国の現行規定では市場が活発ではなくなった場合には秩序ある取引か否かの検討は明示的に要求されていない。このような差異についての取扱いを明らかにする必要があるものと考ええる。

**② <論点 2-2-2>ブローカー等の公表価格の利用**

(コメント)

本論点整理の今後の方向性に同意する。

ブローカー及び情報ベンダーから入手する公表価格についても、報告企業がその妥当性について判断すべきことを強調すべきである。

(理由)

国際財務報告基準では「取引の結果を反映していない公表価格にはあまりウェイトを置くべきではないこと」が明記されているために、ブローカー等から提示される公表価格の性質が注目される。現行実務上は、入手した価格が実際の取引の結果に基づくものか否かの検討が実施されていないケースも認められるため、この点について明確にすべきものと考えられる。

**4. 【論点 3】公正価値測定に関する開示**

(コメント)

本論点整理の今後の方向性に同意する。

なお、監査上の必要日数を含めて実務上の負担を考慮し、(特に会社法計算書類において) 過重な開示とならないよう、十分な検討を行うことが望まれる。

改訂IFRS第7号に基づくヒエラルキー別の開示やレベル3についての詳細な開示を前倒しで導入することは、比較可能性と情報の透明性の確保のためには望ましいと

も考えられるが、情報の有用性と実務上の負担を十分に比較考量し、決定する必要がある。

なお、レベル3に開示されたものの信頼性の確保は、定量的な開示以外にも、評価方法の詳細な開示とインプットの感応度分析を開示することで、担保されるのではないかと考えられる。

## 5. その他

### 測定の時点について

(コメント)

我が国の会計基準ではいつの「時点」の時価かの概念が不明確である。国際財務報告基準及び米国会計基準と同様に測定日の時価に限定する規定の改訂（その他有価証券の公正価値には直前1か月の平均価格は含まない。）が必要であるとする。

(理由)

我が国の会計基準では、その他有価証券に対して、直前1か月の平均価格が時価として認められるなど、「時点」の概念が不明確であり、これを公正価値として取扱うのか否かも不明確である。直前1か月の平均価格を公正価値として扱うのであれば、公正価値概念の整理が必要であり、また、これを公正価値として扱わないのであれば、公正価値評価が行われないものの存在について、会計基準上どのような整理が行われるべきか、十分な検討が必要であるとする。

以 上